

行為主体 - 法人犯罪・両罰規定

最判昭和 40 年 3 月 26 日刑集 19 卷 2 号 83 頁、福田平『全訂刑法総論(第 3 版増補)』72 頁 - 78 頁、大谷實『新版刑法講義総論』122 頁 - 127 頁を読んで、次の事例について解答を考えておいてください。

事例 1

A 建設会社代表取締役社長 X、専務取締役 Y ら幹部は、B 市の市営住宅建築工事の入札に関連して、同社に有利に取りはからってもらうために、B 市の市営住宅工事入札担当者 C に 5 0 0 万円の賄賂を供与することを協議の上決定し、同社総務部長 Z に事情を明かして 5 0 0 万円を交付させた。A 社の罪責はどうか。(刑法 198 条参照)

事例 2

A 社は複数の店舗をもち、従業員 120 名の料理店業者であるが、A 社 B 店の調理責任者で従業員関係を担当していた C は、A 社のために深夜 18 歳未満の

男子Dを調理人として使用した。なお、A社の代表者であるEは、1年に1回位しか職場に顔を出さず、一切を現場の監督系統に委せており、その意向はCには徹底していなかった。A社の罪責はどうか。(労働基準法 61 条、119 条、121 条 1 項参照)

事例 3

鉄工業を営む事業主であるA社は、B建設会社から鉄骨の組み立て作業を請け負った。A社従業員Cらが作業に当たったが、高圧電線に対する危険防止措置をしていなかったために、従業員らが感電により死傷した。なお、A社は、従来から危険防止措置に関してはB社において電力会社に依頼して行うという方法がとられていたことから、B社に対し危険防止措置工事を強く要請し、B社社長Dにそれを確約させていたが、作業当日Dが作業を執拗に懇願したために、これに応じたものである。A社の罪責はどうか。(労働安全衛生法 20 条、119 条、122 条参照)

参照条文

刑法 198 条

第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を
供与し、又はその申込み若しくは約束 をした者は、
3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

労働基準法 61 条

使用者は、満 18 歳に満たない者を午後 10 時から
午前 5 時までの間において使用してはならない...(後
略)。

同 119 条

次の各号の一に該当する者は、これを 6 箇月以下
の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

1 ...(前略)、第 61 条、...(中略)...の規定に違反
した者

同 121 条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働
者に関する事項について、事業主のために行為した
代理人、使用人その他の従業者である場合において
は、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。た
だし、事業主(事業主が法人である場合においてはそ
の代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の能力

を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。以下本条において同様である。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

労働安全衛生法 20 条

事業者は、次の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

3 電気、熱その他のエネルギーによる危険

同 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 第14条、第20条から25条まで、...(中略)...の規定に違反した者

同 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用

人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

参考文献(配布判例は4)、文献は)

1 判例

1-1 法人の犯罪能力

- 1)大判昭 10.11.25 刑集 14.1217(否定説)

1-2 両罰規定における業務主の責任

- 2)大判昭 17.9.16 刑集 21.417

(無過失転嫁責任)

3)最大判昭 32.11.27 刑集 11.12.3113

(自然人 - 過失推定説)

4)最判昭 40.3.26 刑集 19.2.83

(法人 - 過失推定説)

1-3 事業主の注意義務

- 5)東京高判昭 48.2.19 判夕 302.310

(免責否定)

6)高松高判昭 46.11.9 判時 660.102

(免責肯定)

2 学説

2-1 法人処罰一般

- 川崎友巳「法人の処罰」西田典之・山口厚

編『刑法の争点(第3版)』10頁(2000)

今井猛嘉「法人処罰」法学教室 260号 73頁
(2002)

高山佳奈子「法人処罰」ジュリスト 1228号
71頁(2002)

奥村正雄、川崎友巳、松原久利、川本哲郎
「特集 法人処罰論の今日的視点」刑法雜
誌 41卷 1号 1頁(2001)

伊東研祐「法人の刑事責任」芝原邦爾他編
『刑法理論の現代的展開総論』107頁
(1990)

宇津呂英雄「法人処罰のあり方」石原一彦
他編『現代刑罰法大系 1』181頁(1984)

西田典之「団体と刑事罰」芦部信喜他編『基
本法学 2』259頁(1983)

田中利幸「企業体の刑事責任」西原春夫他
編『判例刑法研究 1』175頁(1980)

福田平『行政刑法(新版)』70頁(1978)

2-2 両罰規定

- 西田典之「両罰規定と法人の過失」芝原邦

爾他編『刑法判例百選 総論 [第5版]』8
頁(2003)(判例4)の評釈)

野村稔『経済刑法の論点』16頁(2002)

土本武司『行政と刑事の交錯』277頁(1989)

東條伸一郎「両罰規定」伊藤榮樹他編『注
釈特別刑法第1巻』227頁
(1985)

2-3 立法論

- 藤木英雄『行政刑法』45頁(1976)

板倉宏『企業犯罪の理論と現実』20頁(1975)

レジュメ

1 法人の犯罪能力 - 行為能力、責任能力、責任、 刑罰、二重処罰

1) 判例 - a) 否定例

b) 肯定例

2) 学説 - a) 否定説

b) 肯定説

2 現行法上の法人処罰

1) 処罰規定の形式 - a) 代罰規定

b) 両罰規定

c) 三罰規定

2) 両罰規定の処罰根拠 - a) 無過失責任説

b) 過失擬制説

c) 過失推定説

d) 純過失説

3) 法人処罰の要件

a) 行為主体

b) 客観的要件

- c)主観的要件
- d)注意義務の内容

3 両罰規定の問題点

- 1)規定形式
- 2)罰金額
- 3)処罰される犯罪の範囲
- 4)違反行為者の特定

4 立法論

- 1)犯罪能力否定論 刑罰以外の制裁
- 2)犯罪能力肯定論
 - a)法人独立行為責任論
 - b)企業組織体責任論
 - c)行為責任と選任・監督責任
 - i)同一視説
 - ii)法人固有の責任説
- 3)課題
 - a)法人の処罰根拠の明確化
 - b)処罰の要件

c) 制裁

d) 処罰の対象とすべき犯罪

e) 法人処罰の規定方式

f) 手続